

お客様各位

平成28年12月1日

師走を迎え、何かと気ぜわしいこの頃となりましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成29年度税制改正について
3. コラム～「働き方改革、同一労働同一賃金」について

1. 今月の事務

12月は年末年始の業務が目白押しです。

①年末調整の実施

年末調整の実施事務に際しては、「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」（配偶者特別控除申告書と兼用用紙）などを各社員から提出してもらいます。各種所得控除を受けるには、払込証明書類などの添付が必要ですから、あわせて提出を促しましょう。特に今年からマイナンバーが施行され、社員だけでなく、扶養家族も入手する必要があります。

②納期の特例が適用される場合の源泉税等の納期限

源泉所得税と復興特別所得税、特別徴収住民税は、原則として給与などから税額を徴収した月の翌月10日までに納付しますが、常時雇用している社員が10名未満の企業は、申請により納期の特例の承認を受け、年2回にまとめて納付することが可能です。納期の特例の承認を受けた場合、特別徴収住民税は、6月～11月の6か月間に特別徴収した税額を12月10日まで（ことしは10日が土曜日のため、12日まで）に納付することになります。なお、源泉所得税と復興特別所得税は、年末調整の結果に基づき、7月～12月に源泉徴収した税額を平成29年1月20日までに納付します。

③来年からの源泉徴収事務の準備

来年1月には、年末調整の結果に基づく給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）などの支払調書を作成し、所轄税務署や社員（受給者）の住所地の市区町村に提出しなければなりません。早めに提出の可否や記載要領の確認などを済ませるとともに、平成29年の賃金台帳（一人別源泉徴収簿）などの用意を進め、社員のマイナンバー（個人番号）の取得モレがないか再確認しておきましょう。なお、法定調書は書面による提出が原則ですが、e-Taxによる提出が可能です。e-Taxを利用する際は、事前に所轄税務署へ「電子申告・納税等開始届出書」を提出します。

2. 平成29年度税制改正について

平成29年度税制改正は、今月8日に予定している与党税制改正大綱の取りまとめに向けて、議論は詰め調整に入っていますが、今回の改正項目は非常に小粒なものです。

所得税では配偶者控除の年収上限を103万円から150万円に引き上げることが目玉で、パート主婦の労働時間を増やすことを税制面から促進し、「103万円の壁」を崩すことを狙いとされています。

更に、この配偶者控除の適用には従来はなかった収入制限を設ける方針で、150万円まで対象者を増やす減税の見返りに、高所得者には控除を制限して負担を増やす、いわば税制中立が貫かれています。

政府は最低賃金の引き上げを強化し、また、10月からは社会保険加入対象者の拡大を図っており、年収を103万円以下に調整することを止めさせる「働き方改革」の一環です。財務省の試算では時給1,000円のパート主婦が週5日、1日6時間労働すると年収は144万円となり、パート主婦の85%はこの150万円未満に収まると想定しています。但し、年収が130万円を超えると、企業規模に関係なく社会保険の加入対象になることに注意が必要です。

その他、エコカー減税は対象車種を協議中、タワーマンション節税対策は固定資産税がマンション上層部と下層部でせいぜい10%しか変わらないなど大きな影響はなさそうです。

3. コラム～「働き方改革、同一労働同一賃金」について

政府は正規・非正規間の「同一労働同一賃金」を実現するためのガイドラインを年内にも公表することを示しました。非正規労働者は「賃金はもちろん、福利厚生、教育、研修の機会にも恵まれていない」として、処遇全般の格差是正を取り扱う方針です。

このガイドラインでは、職業能力や職務、勤続などに違いがあれば基本給の待遇差を認め、通勤手当や食事手当などは同一の取り扱いを求める方針です。例えば、工場で正社員と非正規社員が同じ作業に従事し、職務に違いがなければ賃金の差が認められないなど、賃金差の合理性が具体的に示されるようです。

現状、国内労働者の内非正規労働者は4割を占める一方で、賃金は正規労働者の6割に留まっていることから、賃金格差の解消により、分厚い中間層の復活を目指すことが目標です。因みに、欧州では賃金格差は8割だそうで、将来的に欧州並みに近づきたい考えです。

これに対して、経済界は「賃金、賞与、手当は各企業の労使間で相当時間をかけて決めている。こうした賃金体系は企業の競争力の源泉になっている」として、大幅な雇用慣行の見直しに慎重姿勢を示しています。「日本型の雇用慣行を尊重してほしい」ということですが、「日本型の雇用慣行」とは、正規・終身雇用ではなかったのではないのでしょうか。

確かに、企業はグローバルな競争を勝ち抜くために、人件費の圧縮・流動化を図っています。

米国では先月の大統領選挙で、米国からの製造業の移転阻止を明言したトランプ氏が勝利しましたが、工場での時給が米国では20ドルに対して、メキシコでは3ドルと大きな差があれば、企業は移転を検討せざるを得ません。

10月の求人倍率は1.4倍とのバブル期以来の人出不足に陥っている現状、更に、将来的な労働人口減少を解決するためには、「働き方改革」は今実施しなければならないのですが、経済界の同意を得るには労働者にも痛みを伴う解雇規制の緩和が必須とされるのではと考えております。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>